

平成29年度第2回宗像市都市計画審議会議事録

平成29年7月24日（月）14：00～

宗像市役所3階 第2委員会室

委員出欠表（■出席 □欠席）			
■黒瀬委員	■日高委員	■大方委員	■萩島委員
■花田委員	■中村委員	■植木委員	■石松委員
■小島委員	■小林委員	■伊藤委員	■有馬委員
■櫻井委員（代理）	■北島委員		

次 第

1 開 会

2 議事録署名委員の決定

3 審 議

第1号議案 福岡広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について

第2号議案 福岡広域都市計画用途地域の変更（宗像市決定）について

第3号議案 福岡広域都市計画準防火地域の変更（宗像市決定）について

第4号議案 福岡広域都市計画地区計画の決定 東郷一丁目地区（宗像市決定）について

第5号議案 福岡広域都市計画地区計画の決定 野坂地区（宗像市決定）について

第6号議案 福岡広域都市計画地区計画の決定 久原地区（宗像市決定）について

4 報告

歴史的風致維持向上計画について

5 その他

6 閉 会

配 布 資 料

- | | |
|---------------------------|----------|
| 1 議案書（1～6号議案） | ・・・ 事前送付 |
| 2 参考資料（1～6号議案） | ・・・ 事前送付 |
| 3 報告案件資料（歴史的風致維持向上計画について） | ・・・ 当日配布 |
| 4 諮問書の写し（1号議案） | ・・・ 当日配布 |
| 5 付議書の写し（2～6号議案） | ・・・ 当日配布 |

平成29年度第2回宗像市都市計画審議会議事録

○事務局

定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、まずここで、審議会の開会に先立ちまして、現在14名の委員の御出席をいただいておりますので、2分の1以上の定足数に達しておりますことを委員の皆様に御報告いたします。

次に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

《 配布資料の確認 》

○会長

それでは改めまして、事務局から御報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年度第2回宗像市都市計画審議会を開催いたします。

次は、審議会の議事録署名委員の選出でございますが、運営方針に基づいて決めさせていただきます。それでは事務局から説明をお願いします

○事務局

議事録署名委員ですが運営方針に基づきまして、番号順にお2人ずつお願いしております。前回は、7番委員の植木委員と8番委員の石松委員でしたので、本日は、9番委員の小島委員と10番委員の小林委員にお願いしたいと思っております。

また、議事録の作成方法は、今までどおり、原則、発言者とその内容全てを記録し、ホームページ上で公開する方法で行いたいと考えております。以上です。

○会長

それではみなさん、議事録署名委員と議事録の作成方法については今説明がありましたとおりでございます。よろしいですか。

—「異議なし」の声—

それでは、小島委員、小林委員に議事録の署名委員をお願いいたします。

○事務局

では、ここで、都市建設部長から本日の審議案件につきまして、審議会への付議・諮問をさせていただきます。本日も配りました付議書及び諮問書を御覧ください。

《付議書、諮問書の読上げ》

○会長

それでは、付議・諮問を受けましたので審議に入りたいと思います。

結構議案数が多くて、ややこしい面があるのですけれども、1号議案が諮問、それから、2号から6号議案までが付議という事になっております。それから報告案件が1件あるということでございます。3つに分けて審議したいというふうに考えます。

まず、第1号議案を審議します。それから続いて、第2号議案と第3号議案を一括審議します。これは用途地域、準防火地域ということで、一括審議いたします。それから最後に、第4号、第5号、第6号議案を一括審議します。これは全て、地区計画という事で一括して審議するという事になります。まず、第1号議案について事務局から説明をお願いします。

○事務局

本日は、内容が多岐にわたっておりますので、スクリーンを使いながら説明をさせていただきます。少し準備させていただきます。

それでは、改めましてよろしくお願いいたします。第1号議案、福岡広域都市計画区域区分の変更の具体的な内容の説明に入る前に、いわゆる線引き制度につきまして、補足の説明をいたします。本市では、無秩序な市街化の防止と計画的な市街地形成、公共投資の効率化を図るために、昭和49年に都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する、いわゆる線引きを初めて実施して以来、この制度を継続しながら、まちづくりを進めてまいりました。また、合併後の平成25年度に離島を除く宗像市全域に、都市計画区域を拡大しておりまして、線引きは本市都市計画の根幹をなすものとなっております。また、線引きの法定実施主体は福岡県で概ね5年ごとに見直しが実施されております。第7回にあたる今回の見直しについては、少子高齢化の進行などによる将来の人口減少への備えなど、さまざまな社会経済情勢の変化に対応しつつ、持続可能な都市づくりを進めていくことを目的として実施されているところでございます。さらに、平成28年度第3回の都市計画審議会において御審議いただいたとおり、本市の都市計画区域は、平成29年1月より宗像都市計画区域をはじめとする福岡都市圏の都市計画区域が再編され、福岡広域都市計画区域に統合しております。なお、具体の区域につきましてはスクリーンを御覧ください。

こちらは福岡県各都市計画区域の全体図です。福岡広域都市計画のエリアは、青い縁取りのエリアでございます。宗像市、福津市、古賀市などの糟屋郡、福岡市、春日市などを含む筑紫地域、糸島市の範囲が福岡広域都市計画区域となっております。それでは、第1号議案について説明いたします。

第7回区域区分の見直しに伴い、既に市街地を形成しているもの、開発行為等によって境界を明確化するものについて、計5地区、約42.3ヘクタールを市街化調整区域から市街化区域に編入し、あわせて、境界の明確化を図るため約0.2ヘクタールを市街化区域から市街化調整区域に編入するものです。この結果、変更前より約42.1ヘクタール市街化区域が拡大する事となります。スクリーンを御覧ください。こちらは、宗像市全図に今回の変更箇所の大まかな配置をあらわしたものです。御覧のように、A、

B二つのエリアに今回の変更箇所がございます。こちらはAを拡大したものです。まず図上、表の注釈の説明をさせていただきます。番号の欄ですが、例えば、6—7という記載となっておりますが、この6という数字は、今回の福岡広域都市計画区域の全体を通して、区域区分を変更する箇所を整理し割り付けた番号です。今回の見直しにおいて、福岡広域都市計画区域全体では、線引きと逆線引きを併せて13地区で変更があり、そのうち6地区、7箇所が宗像地域でございます。次に、番号の前に即もしくは逆という記載がございます。即は市街化調整区域から市街化区域への編入を表し、逆は市街化区域から市街化調整区域に編入、いわゆる逆線引きをあらわしています。続いて地区名、変更となる面積、指定用途、変更理由を記載しております。総括図Aでは、東郷一丁目地区、河東地区を大まかに記載しております。こちらのBでは、朝野地区、光岡地区、野坂地区、久原地区を大まかに記載しています。

それでは、個別の箇所ごとに説明いたします。

まず東郷一丁目地区です。こちらが宗像市役所、こちらが宗像警察署、こちらが宗像総合庁舎となっております。変更する区域はこの青色の範囲です。既成市街地を周辺の市街化区域とともに一体的な市街地として維持及び保全を図るため、当該地区を市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。

次に朝野地区です。こちらが朝野団地でございます。変更する区域はこの青色の即の2の範囲です。都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を取得し整備された住宅地内において、敷地が市街化区域と市街化調整区域に分かれているところがあります。こちらの敷地全体を市街化区域に変更するものです。

次に2箇所ですね。こちら逆と書いておりますこの細長いエリアとこの赤いエリアでございます。開発行為の許可を取得した際の残地について、周辺の農地と一体的な利用を図っているところについて、市街化区域から市街化調整区域に編入するものです。

次に光岡地区です。こちらは国道3号に隣接した地区で、宗像病院付近でございます。変更する区域はこの青色の範囲です。都市計画法第43条に基づく許可を取得し、市街化区域内の既存の医療施設に隣接して、その関連施設が建築されている現状に合わせて、当該地区を市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。

次に野坂地区です。こちらが国道3号でこちらが蜂須賀病院でございます。変更する区域はこの青色の範囲です。周辺の市街化区域内の沿道商業地と同様に、一定規模の市街化がなされており、この既成市街地を周辺の沿道商業地とともに一体的な土地利用の誘導を図るため、市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。

次に久原地区です。こちらは宗像ユリックス、メイトム宗像の付近です。変更する区域はこの青色の範囲です。都市計画決定し、整備された都市計画公園及び都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を取得し整備された公共施設について、本市の文化・福祉における中心的な地区としてさらなる土地利用の誘導を図るため、市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。また、区域につきましては都市計画法に基づく開発

許可を受けたメイトム宗像のエリア、それと宗像市総合公園として都市計画決定を受けている公園区域を設定しています。なお、土砂災害特別警戒区域に指定されている公園区域の南側端部の一部につきましては市街化区域への編入範囲から除外しております。

最後に河東地区です。こちらはひかりヶ丘団地の辺々部で、不燃物処理場に通じる道路の沿道地です。こちらがひかりヶ丘の団地でございます。この道路を登りますと不燃物処理場へと通じるという場所です。土地区画整備事業により整備された住宅地とともに市街化区域内に編入された当該地について、現在の土地利用状況を踏まえ、市街化区域から市街化調整区域に編入するものです。次に参考資料の3ページですが、福岡広域都市計画区域における第7回定期線引きの見直しに伴う人口フレームの新旧対照表です。下から3段目、保留する人口が旧では49,000人、新では46,000人となっており、今回の変更箇所全体で3,000人の保留人口が配分されております。次に5ページ、福岡広域都市計画区域の見直しにおける理由でございます。本都市計画区域は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び、区域区分を定める際の方針」として、区域区分を定めることとしています。今回の見直しは、第7回の定期見直しにおいて保留された人口フレーム内で、計画的な市街化が確実と見込まれる11地区について市街化区域に編入するほか、2地区について境界の明確化のため区域区分を変更するものです。以上で第1号議案の説明を終わります。

なお、第1号議案につきましては、福岡県が決定する案件でございまして、本日の審議会での答申を受けまして、県の都市計画審議会で最終的に審議が行われるものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長

はい、説明ありがとうございました。ただいま事務局から1号議案について説明がありましたので、質疑応答に入りたいと思います。質問書については、事前に提出されていないというふうに聞いておりますが、それでよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○会長

それでは、今ここで御質問がありましたらお願いいたします。

○小林委員

第1号議案ですね、市街化区域が新たにできるということは、都市の発展や地域の活性化につながると思います。そこで、今回の見直しを含め、今までに玄海地域の住宅団地等について、市街化区域を設定するような検討をしたことがあるのか、またその結果はどうだったのかお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○会長

それでは、事務局お願いいたします。

○事務局

今までに、玄海地域の方で市街化区域の設定を検討したのかということでございますが、玄海地域につきましては、平成25年4月2日に離島を除く玄海地域全域を都市計画区域に設定しまして、全域が市街化調整区域になったわけでございます。その際、市としましては、玄海地域に市街化区域を設定したいという思いがございましたので、例えば公園通りなどの住宅団地につきまして検討を行っております。その結果、例えば公園通りなのですが、こういったところは宗像地域にある既存の市街化区域からちょっと離れた場所にある、いわゆる飛び地の市街地という取り扱いになります。そういった場合の市街化区域としての要件としましては、まず人口密度、これが1ヘクタール当たり40人以上、というのが一つございます。人口密度については要件を満たしているのですが、もう一つ、その住宅団地を一つの固まりとして、3,000人以上の人口が必要ですが、残念ながらこの3,000人という要件を満たしていないということで、結果的に市街化区域の設定ができなかったということでございます。以上です。

○会長

はい。よろしいでしょうか、それではほかにございませんでしょうか。

はい。ではどうぞ。

○日高委員

6-3や6-4ですね、市街化区域に編入していくのですけれども、この区域自体は、立地適正化計画ではどういう位置づけになっているかを教えてください。

○事務局

立地適正化計画上でどうなっているかという御質問ですが、全体的な話をさせていただきたいと思いますが、この立地適正化計画の基本的なターゲット、対象となるエリアというのがやはり市街化区域になるわけです。その中で立地適正化計画というのは、例えば、居住誘導区域というのを市街化区域の中で決めて、今後はそこに皆さん住居を構え、そこに集約しましょう、コンパクトな街を造っていきましょうという部分と、あとその中で歩いて暮らせるまちづくりを進めていくために、生活利便施設、例えば店舗や福祉、医療施設をある一定の住民が住む中心部などに集めていきましょうという考え方でございます。この立地適正化計画との整合性を図るという意味で、市街化区域に編入しましたのが、今回の東郷一丁目地区でございます。当然周辺の住民の皆様が使われる施設でございますので、市街化区域の中に今回入れたということです。もう一つは、宗像ユリックス、それからメイトム宗像なのですが、こちら市内外の方が利用される施設であるということで、立地適正化計画の中で広域的な拠点として位置づけをしております、市街化区域に編入して立地適正化計画との整合性を図ったということでございます。

○事務局

補足させていただきます。先ほど言われました6-3の箇所につきましては、立地適正化計画の中では、都市機能誘導区域という設定をさせていただいております。6-4野坂につきましては概ね、蜂須賀病院があります福岡側半分程度が、都

市機能誘導区域という形になっております。残りの部分につきましては、居住誘導区域という形で設定させていただいております。

○日高委員

矛盾はないということですね。

○事務局

はい。当然今回の定期線引きの見直しの箇所につきましては、立地適正化計画を含めた上位計画との整合性は図っているというところでございます。

○日高委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

○会長

他にございませんでしょうか。それでは審議に入ってよろしいでしょうか。第1号議案に対して御意見がございましたらお願いいたします。

この議案は、付議ではなくて諮問という案件になっておりまして、諮問の場合は扱ひ方が4つございまして、1つを申し上げますと、原案どおりとし特に意見なしとする。2番目、原案通りとし意見を付すとする。3番目として原案に対する修正を求めるとする。4番目として、原案に対する修正を求め、さらに意見を付すとする。この4通りがあるわけですが、今の質問等も承った結果でいうと、1でもよろしいかなという感じがするのですが、どうでしょうか。よろしいですか。

—「異議なし」の声—

○会長

ないようですので、1の原案通りとし、特に意見なしとすることで決定したいと思います。続きまして、第2号議案と第3号議案の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、第2号議案福岡広域都市計画用途地域の変更の具体的な説明に入る前に、補足の説明をいたします。今回の変更は都市計画法第8条第1項に基づき、新たに市街化区域に編入した5箇所に用途地域を指定するとともに、市街化調整区域に編入した2箇所の用途地域を解除するもので、対象箇所はすべて第1号議案と同じ箇所です。なお、市街化区域には必ず用途地域を設定することになっています。この指定に当たっては県の運用方針に基づくとともに、既成市街地につきましては周辺環境と整合を図り都市計画の一貫性を持たせるため、隣接する市街化区域と同一の用途地域を指定することを基本とし、また、既存不適格建築物ができるだけ生じないようにしています。

それでは地区ごとに説明いたします。スクリーンを御覧ください。こちらは東郷一丁目地区です。先ほどの市役所周辺のエリアでございます。スクリーン右手が旧、左手が新となっております。エリアの境を赤く縁取りをさせていただいております。県の運用方針に基づき、住宅をはじめ官公署、銀行、病院、商店などの混在する地域で、主として、住宅地の環境を保護する必要がある区域としまして第1種住居地域に指定していま

す。

次に、朝野地区です。右側が旧、左側が新でございます。市街化区域から市街化調整区域に編入した2箇所につきまして用途地域の指定を解除します。また、市街化調整区域から市街化区域に編入した1箇所につきましては、隣接している市街化区域の用途地域と同じ第1種低層住居専用地域とします。こちらが市街化区域に編入した箇所、こちらの縦長い部分が市街化調整区域として用途の解除をした箇所になります。この赤い所も用途地域を解除した箇所となります。

次に光岡地区です。先ほど日高委員からも御質問がありました宗像病院付近でございます。隣接している市街化区域は第2種住居地域の指定がなされており、今回、同様の指定を行うことにより、周辺環境との整合性、並びに都市計画の一貫性を図っております。

次に野坂地区です。右側が旧で左側が新となります。変更するエリアを赤く縁取りさせていただいております。県の運用方針に基づき、幹線道路の沿道としての地域特性にふさわしい業務の利便性の増進を図りつつ、これと調和した居住環境を保護するための地域として準住居地域といたします。

次に河東地区です。こちら右側が旧、左側が新となります。こちらは市街化区域から市街化調整区域に編入した箇所につきまして用途の指定を解除いたします。

最後に久原地区です。右側が旧、左側が新でございます。対象となる区域を赤く縁取りさせていただいております。本市の文化、福祉における中心的な地区として既に整備がなされており、県の運用方針に基づくとともに、既存不適格建築物が生じないよう用途地域の設定をしております。まず、現在の宗像ユリックス本館部分、薄いピンク色の部分、こちらには劇場、映画館、演劇場、観覧場の用途が備わっているため、近隣商業地域としております。また、その下のアクアドームを中心としたエリアですが、水泳場の用途が備わっているため第2種住居地域としております。

最後に変更区域の両端部について、こちら北側のゾーンと南側のゾーンでございます。既存建築物に事務所や店舗の用途が備わっていることや、今後の整備計画の見通しなどから第1種住居地域としております。次に参考資料の19ページ、こちらは用途地域面積の新旧対照表です。今回、増減があった用途地域は、第1種低層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域で、第1種低層住居専用地域については、新たに0.1ヘクタールに用途の指定をし、約0.1ヘクタールの用途を解除したため、実質の変更はございませんでした。最下段に合計面積がございます。こちら旧と新でございますが、1,834ヘクタールから1,876ヘクタールに変更となっております。

続きまして第3号議案、福岡広域都市計画準防火地域の変更について説明いたします。こちらは先ほど第2号議案において、近隣商業地域の用途指定を行いました宗像ユリックス本館部分につきまして、さらに準防火地域の指定を行うものです。準防火地域に指

定する区域はこのピンク色の範囲です。こちら拡大したものでございます。商業地域、近隣商業地域については、建ぺい率や容積率が緩やかであるため、火災が発生した際に延焼する可能性が高いことから、建築物の不燃化による延焼防止策を施す必要があります。このような観点から、県の運用方針においても商業地域と近隣商業地域については準防火地域または防火地域を設定するものとし、容積率が500%以上の商業地域については、防火地域を定めることが望ましいとされています。宗像市には、容積率500%以上に該当する商業地域はございませんので、県の基準に基づき、商業地域、近隣商業地域に準防火地域を指定しているところです。次に参考資料の4ページ、こちらは今回の変更に伴う準防火地域面積の新旧対照表でございます。準防火地域は、75ヘクタールから81ヘクタールに変更となっております。以上で第2号議案と第3号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長

ただいま事務局から、第2号議案と、第3号議案までの説明がありましたので、一括して質疑応答に入りたいと思います。まず質問書についてですが、事前の提出はありますか。

○事務局

ございません。

○会長

では、これはないということで。それでは、今ここで御質問がありましたらお願いいたします。

○小林委員

2号議案なのですが、今回設定する用途地域の中で、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の3種類の住居地域を設定していますが、建築できる建築物やその規模がそれぞれどのように異なるのかお聞きしたいのですが。

○事務局

はい、それでは御説明させていただきます。3種類の住居地域は、建築物の用途の制限につきましては、ほぼ同じでございます。ただ、建築物の規模などにはそれぞれ違いがございます。

まず建築できる用途、建てられる建物の種類でございます。こちらは住宅、共同住宅、兼用住宅、店舗、事務所等、ホテルや旅館、遊戯施設、公共施設や病院、学校、工場や倉庫等で3地域ごとの違いは基本的にございません。

次に建築規模、建てられる大きさでございます。住宅、共同住宅、兼用住宅、公共施設や病院、学校などは地域ごとに規模の違いはございません。また、店舗、事務所、ホテルや旅館は床面積の規模に違いがございます。第1種住居地域は店舗と事務所であれば3,000平方メートル以下、ホテルや旅館であればこちらも3,000平方メートル以下となっております。第2種住居地域と準住居地域は店舗であれば10,000平

方メートル以下、事務所であれば3,000平方メートルを超えるものも建築でき、ホテルや旅館であれば面積の制限はないという事でございます。さらに遊戯施設は建築できる種類に違いがございます。第1種住居地域では、3,000平方メートル以下のボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場などが建築できます。第2種住居地域では、ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場などは面積の制限はなく、10,000平方メートル以下のカラオケボックス、パチンコ店などが建築できます。準住居地域では、ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場は面積の制限はなく、10,000平方メートル以下のカラオケボックス、パチンコ店と客席が200平方メートル未満の映画館などが建築できるということになっております。以上でございます。

○会長

よろしいでしょうか。

○小林委員

はい。

○会長

ほかにございませんでしょうか。それでは審議に入りたいと思います。第2号議案と第3号議案に対して御意見がございましたらお願いいたします。それでは、第2号議案からいきたいと思いますが、第2号議案の採決をしたいとおもいます。異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

—「異議なし」の声—

○会長

ないようですので異議なしということで可決ということにさせていただきます。それでは引き続いて、第3号議案について異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

—「異議なし」の声—

○会長

それでは第3号議案は異議なしということで、第2号議案は可決ということにさせていただきます。それでは続きまして、第4号議案、第5号議案及び第6号議案の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案から第6号議案、福岡広域都市計画の地区計画の決定の具体的な説明に入る前に、共通する事項などにつきまして説明いたします。第1号議案で御説明したとおり、今回の区域区分の変更は7箇所ございます。このうち市街化区域へ編入する5箇所は、原則、地区計画を併用指定することになりますが、光岡地区、朝野地区の2箇所につきましてはラインを修正して境界の明確化を図るものであることから、地区計画の指定は行いません。したがって、今回の地区計画の指定対象地区は東郷一丁目地区、野坂地区、久原地区の3箇所でございます。地区計画を指定する意義でございますが、国土利用計画及び都市計画マスタープランに示す、都市づくりの将来ビジョン

の実現に向けて、都市全体の見地から定める用途地域を第１段目の計画として位置づける一方、地区計画などを第２段目の計画として位置づけることによって、一体的な都市計画の中でそれぞれの地区の実情や特性に応じ、よりきめ細やかな土地利用の誘導、規制を図ることができると考えております。

それでは地区ごとに説明いたします。スクリーンを御覧ください。まずは第４号議案、東郷一丁目地区でございます。本地区はＪＲ東郷駅から北東に約１．５キロメートル、ＪＲ赤間駅から西に約２．５キロメートルに位置し、市役所、福岡県宗像総合庁舎、宗像警察署などの公共施設や住宅、店舗などが立地する地区です。そこで低中層住宅地に隣接する公共施設用地として、行政機能の集積及び周辺市街地と調和した低中層住宅地の形成と維持、保全を図るため地区計画を定めるものです。土地利用の方針としましては、地区を二つに細分化しそれぞれ土地利用を誘導します。まず公共施設地区では公共施設の立地を誘導し行政機能に特化した都市機能の集約を図ります。次に住宅地区では戸建て住宅や集合住宅などの立地を計画的に誘導するとともに、住環境に調和する利便施設や業務施設などの立地を誘導します。また、建築物の整備の方針としまして、土地利用の方針に基づき建築物等の用途の制限を定めます。具体の制限の内容は御覧のとおりです。

次に第５号議案、野坂地区です。本地区はＪＲ東郷駅から南東に約３．４キロメートル、ＪＲ赤間駅から南に約２．３キロメートルの国道３号沿いに位置し、医療施設及び商業施設が立地する地区です。第２次宗像市都市計画マスタープランでは沿道商業地と位置づけており中心商業地との適切な役割分担を図った上で、周辺環境との調和に配慮した商業機能の立地を許容するとしています。今後、既存の医療施設の良い環境の維持、保全を行うとともに、沿道商業地として適切に施設の集積を図るため地区計画を定めるものです。土地利用の方針としまして、大規模集客施設の立地の抑制など中心拠点などとの適切な役割分担に配慮し、地域医療及び沿道商業地として計画的な土地利用を誘導するものとし、この方針に基づいて建築物等の整備方針を定め建築物等の用途を制限します。なお具体の建築物等の用途の制限は御覧のとおりです。

最後に第６号議案、久原地区です。本地区はＪＲ東郷駅から東に約１．８キロメートル、ＪＲ赤間駅から南西に約２．５キロメートルに位置し、宗像ユリックスやメイトム宗像といった公共施設が立地しています。また、第２次宗像市都市計画マスタープランでは、文化・福祉機能を有した特化施設地区と位置づけており、本市の文化・福祉における中心的な地区となっています。そこで、市民の活発な文化・レクリエーションや市民公益活動を支援するとともに、健康福祉活動全般を充実させるため、文化・福祉における特化施設としての機能の維持、保全を図ることを目標に地区計画を定めるものです。土地利用の方針としまして、地区を２つに細分化しそれぞれ土地利用を誘導します。まず、文化福祉施設地区では、メイトム宗像を核とした公共施設の立地を誘導し、市民の活発な文化、レクリエーションや市民公益活動を支援するとともに、健康福祉活動全般

のセンター機能を充実させます。次に総合公園地区では、宗像ユリックス、都市計画決定された宗像市総合公園を核として、都市公園としての施設を誘導します。建築物等の整備の方針としまして、土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限を定め、文化・福祉における特化施設としての機能の維持、保全を図ります。具体の建築物等の用途の制限は御覧のとおりです。なお、総合公園地区は都市公園法による建築制限が課されることなどから、建築物等の用途の制限を定めておりません。都市公園法では公園施設の建築が可能となっており、この公園施設とは都市公園の効用を全うするために設けられる施設として、休養施設、運動施設、教養施設、管理施設等が政令により定められているところです。以上で第4号議案から第6号議案の説明を終わります。

最後になりますが、第1号議案から第6号議案の今後のスケジュールについて概略を説明いたします。8月に福岡県都市計画審議会、8月下旬から9月上旬にかけて福岡県と宗像市の法定協議及び法定同意、9月に大臣協議を経て、10月中旬頃の決定公告の見込みとなっております。以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは、ただいま事務局から第4号議案、第5号議案及び第6号議案までの説明がありましたので、一括して質疑応答に入りたいと思います。まず質問書についてですが、事前の提出がありますでしょうか。

○事務局

ございません。

○会長

それでは今ここで御質問がありましたらお願いいたします。
はいどうぞ。

○小林委員

6号議案ですが、宗像市総合公園、いわゆる宗像ユリックスの地区においては、都市公園法で建築物の立地を制限しているということですが、具体的にはどういった建築物の建築が可能なのか。また建ぺい率の制限によって、あとどのくらいの規模まで建築が可能なのかお伺いしたいと思います。

○会長

はい。事務局お願いします。

○事務局

都市公園法において、公園施設として設けられる建築物と建ぺい率が定義されています。公園施設として建築が可能な主な建築物といたしまして、運動施設では野球場、陸上競技場、水泳プール等とそれらに附属する建築物例えば更衣室や、シャワー室等がございます。教養施設としましては植物園、動物園、図書館等がございます。また、便益施設としまして飲食店、売店、宿泊施設等がございます。さらに、管理施設としまして管理事務所、車庫等がございます。

また、建ぺい率については公園施設の建築面積の基準は、公園の敷地面積に対して2%が標準となっておりますが、基準の特例が認められた場合のみ、20%まで建築が可能となっております。なお、宗像ユリックスの現在の建ぺい率は約5%となっております、すでに建築面積の基準を超えているため、今後基準の特例が認められた場合のみ、新たな建築物が可能となります。また、特例が認められる建築物は休養施設、運動施設、教養施設や災害応急対策に必要な施設で、この他にいくつかの条件をクリアした場合に特例が認められることになります。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。それでは、審議に入りたいと思います。4号議案、5号議案及び6号議案に対して御意見がございますでしょうか。特にないようでしたら採決に入りたいと思います。一つずついきたいと思いますが、まず第4号議案について異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

—「異議なし」の声—

○会長

それでは異議なしということで、第4号議案は可決とさせていただきます。それでは次に第5号議案について異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

—「異議なし」の声—

○会長

それでは異議なしということで、第5号議案は可決ということにさせていただきます。それでは最後に、第6号議案について異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

—「異議なし」の声—

○会長

それでは異議なしということで、第6号議案は可決とさせていただきます。これで本日の議案は終了したわけでございます。御協力ありがとうございました。続きまして事務局から報告事項をお願いいたします。

○事務局

それでは、本日お手元にお配りいたしました歴史的風致維持向上計画について報告させていただきます。

○事務局

本日お配りしております当日配付資料を御覧ください。宗像市歴史的風致維持向上計画の進捗状況につきまして御報告いたします。本計画については初めての報告となりますので、まずは計画の概要と策定に取りかかるに至った経緯について御説明いたします。

本計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称歴史まちづくり法に基づく計画です。国が本計画を推進する背景としまして、日本の町には城や神社、仏閣などの歴史的価値の高い建造物が地域固有のたたずまいや情緒を醸し出している一

方で、維持管理に多くの費用がかかり、また手間がかかるということから、担い手不足になっています。歴史伝統を反映した生活が失われつつあると。このことにかんがみまして、人々の生活と町並みが一体となった良好な環境の維持と向上を目的に歴史まちづくり法が施行されております。歴史的風致維持向上計画の認定を受けますと、国からの支援を受けながら、歴史まちづくりに係る取り組みを進めることができます。

続けて、本計画の策定に取り組むに至った経緯について御説明いたします。本市では、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界文化遺産の登録はもとより、唐津街道赤間宿や原町の商業に見る生業や、鐘崎や神湊にみられる海の信仰に見る生業、このような後世に残すべき、歴史的文化的な活動が今もなお見てとれます。これまで地域が大切に守ってきた伝統や活動といった歴史的風致の維持向上を図るため、本計画を策定したいと考えております。なお、現在の進捗状況としましては、平成28年12月に国土交通省、農林水産省、文化庁からなる3省庁協議が開始されておまして、現在まで3回の協議を行っております。今後も引き続き協議を重ねまして、今年度中の計画認定に向けて進めているところです。

続きまして本日お配りしております資料の、宗像市歴史的風致維持向上計画案の歴史的風致につきまして御説明いたします。

○事務局

宗像市の中では市街地以外の場所、例えば沿岸部ですとか、また島の部分ですとか、また吉武地区に見るような農村地帯に多くの歴史的風致が残されております。その歴史的風致を維持向上すべきということで、今、文化財の方でさまざまな調査を行っております。この歴史的風致といいますのは、50年以上の建造物と、50年以上のそれにかかわる人々の活動が一体となったものを歴史的風致と呼んでおりますので、現在さまざまな調査の中で50年以上の活動と建物の調査を行いながら、その選定を行っております。当日配付資料の上段から説明をしますが、まずは先日、世界文化遺産に登録されました宗像大社を中心とする歴史的風致です。年間約20前後の祭祀が今も行われておりますが、その中で宗像大社の祭祀と地元の方々のかかわり方が密接になっておりますので、その歴史的風致というものを一つ挙げております。そしてもう一つが宗像大社の祭祀にも絡んでくるのですが、2番目の沿岸部の暮らしに見る歴史的風致というものです。この中には宗像信仰と呼ばれる宗像三女神の信仰、海の神様と言われておりますので、それにかかわるさまざまな信仰が沿岸部でも現在行われております。また、海に暮らす、漁業に従事する方々におきますと、えびす信仰というものも大きな歴史的風致というふうに考えております。こういった活動などがどのような形で現在まで残されているのかという調査を行っております。また、里の暮らしに見る歴史的風致、これは吉武地区を中心に現在調査を進めているところで、吉武地区には八所神社という神社がありまして、そこで毎年10月に御神幸祭という大名行列が行われておりますが、その中でも地域のかかわりと神社のかかわりというものがありますので、その歴史的風致の調査を進めて

おります。また、赤間宿や原町等、旧唐津街道沿いの町並みも残されております。その中で現在行われている活動、例えば酒づくりですとかそういった活動の調査を進めております。最後に挙げておりますのが、国の史跡となっております田熊石畑遺跡、桜京古墳は文化財としての史跡に指定されておりますが、文化財の保護活動が長年行われてきた形がありますので、そういったものも歴史的風致にならないかということで現在調査をしながら、文化庁など３省庁と協議を進めているところです。以上でございます。

○事務局

続きまして、スケジュールに関して説明をしたいと思います。当日配付資料の２ページ、宗像市歴史的風致維持向上計画策定スケジュール案を御覧ください。

まず本計画書ですが、昨年の１２月から素案の作成をしております。序章から第７章につきまして、歴史まちづくり法の構成例を参考に作成を進めているところです。現在は序章と第１章までの作成を終えておまして、国への確認も終えたところです。

続いて３省庁協議ですが、本計画は国への申請前までに、国土交通省、農林水産省、文化庁の３省庁協議を終える必要があります。３省庁協議は先進地の事例では平均して約１年半程度の期間を要しているようです。本市においては平成２８年１２月に第１回目の協議がスタートしたところです。現在３回の協議を実施しまして、今年の１２月まで協議を続ける予定となっております。

次に、庁内体制についてですが、本計画策定のための検討委員会、作業部会をつくっております。序章から第７章について意見をいただきながら策定を進めているところです。

続きまして審議会ですが、まず本計画の策定には歴史まちづくり法に基づく法定協議会の意見を聞かなければならないと規定をされております。そこで、宗像市歴史的風致維持向上計画策定委員会を立ち上げまして、今後協議を進めることとしております。来月１回目の会議を開催しまして、年内に３回程度の会議を開催する予定としております。また、併せまして本日の都市計画審議会をはじめ、景観審議会、文化財保護審議会で報告を行いたいと考えております。

次に市民参画についてですが、本計画策定に係るパブリックコメントを１２月に実施する予定としております。

併せまして、パブリックコメント期間中に住民説明会を実施しまして、市民からの意見をいただきたいと思いますと考えております。

最後に議会への報告についてですが、現在の予定では来年の１月に計画認定の申請を行いまして、３月末に認定を受けるスケジュールで動いております。パブリックコメント実施中の１２月と３月の定例会の際に報告を行おうと考えております。とは言いまでも、この３省庁協議の進捗によっては大きくずれ込む可能性が考えられます。事務局といたしましては、今年度中の認定に向け鋭意努力していきたいと考えております。以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。その他、事務局からあればお願いいたします。

○事務局

それでは事務局から一言お知らせいたします。委員の皆様の2年の任期がこの7月末をもって満了となり、2年の節目上、本日が最後の都市計画審議会となりました。これまで数々の都市計画案件を御審議いただき、まことにありがとうございました。改めてここでお礼申し上げます。以上です。

○会長

一言、退任の挨拶をさせていただきます。会長ということですね、あっという間に10年以上たったみたいで、これを引き継いでから、色々な勉強を実はさせてもらったという感を持ってまして、こういう機会をいただいて本の上だけではなく、この実態と言いますか、そういったものに接することができて、私自身非常に良い経験をさせていただいたということでございます。それから先日報道されましたように、宗像の世界遺産の案件がすべて認められたということで、本当におめでとうございます。これからますます発展していく宗像市だと思いますので、今後もですね、遠くから見守りたいというふうに考えております。本当に事務局の方、それから委員の皆様方御協力ありがとうございました。お世話になりました。

○事務局

これもちまして、本日の審議会終了させていただきます。お疲れさまでした。